

第 8 号

(7月5日)

令和6年 熊本県議会6月定例会会議録

第8号

令和6年7月5日(金曜日)

議事日程 第8号

令和6年7月5日(金曜日)午前10時開議

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 閉会中の継続審査の件

知事提出議案(第18号) 質疑 討論 議決

議員提出議案の上程(第1号から第7号まで)

質疑 討論 議決

委員会提出議案の上程(第1号から第3号まで)

質疑 討論 議決

出席議員氏名(48人)

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君

城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君

岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（1人）

亀 田 英 雄 君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小金丸 健 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 倉 光 麻里子 さん
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
委 員 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(山口裕君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(山口裕君) 日程に従いまして、日程第1、去る6月26日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第17号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告がおりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例関係2議案、請願2件及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の6月補正予算は、いわゆる肉づけ予算として、こどもまんなか熊本の実現に向けたこども未来創造会議の開催や放課後の子供の居場所確保、周産期医療体制強化に要する経費等、総額42億1,100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,623億9,100万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の変更であります。

次に、条例関係議案についてであります。熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関す

る条例等の一部を改正する条例の制定について外
1 議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主
なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、妊婦に対する遠方の分娩取扱
施設への交通費及び宿泊費支援事業について、通
常分娩が対象になるのか、あるいは緊急時も対象
になるのか、また、宿泊は何日まで可能なのかと
の質疑があり、執行部から、この事業は、通常の
妊婦だけでなく、ハイリスクの妊婦も対象として
いる、また、宿泊費は14日まで支援することがで
きるとの答弁がありました。

さらに、委員から、特に、ハイリスクの妊婦に
ついては、本県の場合、出産できるところが限ら
れてきているため、有効な事業であるとする、
周産期医療を実施している病院との横の連携も取
りながら、確実な受入れができるよう取り組んで
ほしいとの要望がありました。

次に、委員から、新興感染症対応力強化事業に
ついて、当初予算で計上し、今回増額補正したい
とのことだが、そのニーズと補助の対象はどのよ
うなものか、また、これまで、新型コロナウイルス
感染症への対応には、多額の税金が支出され、
その中には、アクリル板の設置など、効果に疑問
があるものもあったが、その検証はなされている
のかとの質疑があり、執行部から、医療機関等に
意向調査を行い、133施設での事業を予定してお
り、補助の対象については、個室病床の整備や個
室化するための可動式のパーティションの設置、
空気清浄機の購入費などが対象となっている、ま
た、新型コロナウイルス感染症への対応につい
ては、県でも検証を行っているところであり、国
でも検証等が行われていると認識している、今回
の事業は、国庫補助事業であり、国での検証等を
踏まえて補助対象が選択されていると認識している

との答弁がありました。

次に、委員から、新型インフルエンザ対策費に
ついて、県が備蓄している抗インフルエンザウイ
ルス薬は、昨年のような季節性インフルエンザの
流行時には使用できないとのことであったが、使
用できる基準というものがあるのかとの質疑があ
り、執行部から、この備蓄薬は、新型インフル
エンザ対策を目的としており、季節性インフル
エンザの用途としての使用はできない、国の支援
を受けて購入しており、使用に当たっては、国へ
の協議、調整が必要であるとの答弁がありました。

関連して、委員から、備蓄薬を無駄にしないた
めにも、感染症発生時に県の判断で使用するよ
う、事前に国との協議調整をしておいてほしいと
の要望がありました。

次に、委員から、市町村地域生活支援事業につ
いて、この事業は、市町村が行う障害者に対する
相談支援及び意思疎通支援に要する経費を助成す
るものであるが、その実施に当たっては、障害の
種類及び程度に応じて、障害者の情報を迅速、確
実に取得する必要がある、市町村はどのようにそ
の情報を取得しているのかとの質疑があり、執行
部から、この事業の実施に当たっては、市町村
は、地域にどのような人が住んでいるかというこ
とを把握する必要があり、そのきっかけとしては、
当事者や地域の支援者の方々等から市町村に対し
て、このような支援が欲しいということを自ら申
し出られるケースが多いと理解しているとの答弁
がありました。

さらに、委員から、多様な把握の手段がなければ
ならないし、情報を十分に把握していなければ
窓口の市町村は動けない、障害者の在宅志向も強
くなっている、市町村で情報を取得できる体制
となるようにしてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、医療用医薬品の安定供給確保を求める意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、請願3件及び報告6件であります。

議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の6月補正予算は、いわゆる肉づけ予算として、地下水位の監視体制の強化や国立公園満喫プロジェクト推進に要する経費等、2億900万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて175億800万円余であります。

商工労働部関係では、肉づけ予算として、県南地域における企業誘致等の促進や人材確保に向けた取組に要する経費等、35億2,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて741億2,800万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の変更でありま

す。

観光戦略部関係では、肉づけ予算として、国内外からの誘客強化や周遊促進に要する経費等、5億9,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、33億5,400万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

企業局関係では、緑川第一発電所取水口スクリーン更新工事ほか1件に係る債務負担行為の追加であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、水俣病関連情報発信支援事業について、情報発信に当たっては、県が主体となって取り組むべきであるが、具体的にどのような支援を実施しているのかと質疑があり、執行部から、芦北町が実施しているうたせ船での水俣病を学ぶ講座、水俣市等が実施している水俣病犠牲者慰霊式、火のまつりに対し補助を行っている、県としても、引き続き、関係市町と一緒に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、水俣病の歴史についての情報発信に加え、水俣のイメージアップにつながるよう、地域が生まれ変わっていく過程も積極的に発信してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、地下水保全対策費に関連して、今回新たにセミコンテクノパーク付近に設置される予定のものを含めた県内35か所の地下水位の観測井戸について、観測した水位の状況は県民に明らかにされるのかとの質疑があり、執行部から、今回補正予算で計上している地下水保全対策特別事業において、地下水モニタリングに係るシステムを構築することとしているが、これと組み合わせた形でリアルタイムに発信する予定であり、その場所は当面2か所程度とし、その後増や

していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、発信予定の2か所の中に、ぜひセミコンテクノパーク周辺を入れ込んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業について、昨年オープンした熊本地震震災ミュージアムK I O K Uの入場者数はどの程度かとの質疑があり、執行部から、本年3月末時点で5万人弱で、主要なターゲットである教育旅行は、誘致の効果が現れるまで時間がかかるとの答弁がありました。

さらに、委員から、教育旅行の誘致に併せて、地震が多く関心が高いと思われる台湾をはじめとする海外からのインバウンドの誘致にも力を入れてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、大阪・関西万博連携事業について、万博と熊本とをどう結びつけて県内に効果を波及させていくのかとの質疑があり、執行部から、日本国際博覧会協会が構築しているポータルサイトでは、全国各地域の観光コンテンツや旅行商品を掲載し、情報発信することで、観光商品の購入を誘導する取組が行われており、県内事業者がこのサイトに商品を登録し販売するための伴走支援を行っていく、また、プロモーションについては、くまモンが万博のスペシャルサポーターに就任しており、くまモンの知名度や発信力を活用し、他のプロモーションも組み合わせながら、熊本への送客につなげていくとの答弁がありました。

次に、委員から、クルーズ船誘致促進事業に関連して、今後どのようにクルーズ船の誘致活動を行っていくのか、また、クルーズ船の寄港に伴い、昨今のバスの確保が厳しい状況の中で、それをカバーできる見込みはあるのかとの質疑があり、執行部から、くまモンポート八代で本県と連

携しているロイヤル・カリビアン社と協力してセールスを実施するなど、さらなる寄港増を図るとともに、未寄港の船社の誘致に向けて働きかけていきたい、また、バスの確保対策については、バス会社とも情報を共有して、しっかりとおもてなしを進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、今後のインバウンドを中心とした観光戦略について、市町村は少ない予算でそれぞれ観光情報を発信している状況であるが、海外から見れば、九州は一つの島にしか見えない、県がまとめて情報発信する取組ができないかとの質疑があり、執行部から、これまで市町村が磨き上げてきた素材を県として様々な形で発信しているが、今年度改定予定の観光計画に基づき、県としてもしっかりとプロモーションしていきたい、また、九州7県で構成する九州観光機構においてインバウンド戦略等に取り組んでおり、機構と役割分担しながら情報発信するなど、インバウンド戦略を進めていきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 農林水産常任委員会に付託された案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係2議案、請願1件及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の6月補正予算は、いわゆる肉づけ予算として、50代の新規就農者に対する支援の拡充、林業従事者の就業環境改善に向けた林業事業体の取組に対する支援など、担い手確保の取組の強化に要する経費等、総額230億7,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて753億9,800万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります、工事請負契約の締結外1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、国庫支出金返納金について、コロナ臨時交付金の国庫返納金の件数が多いように感じるが、その理由は何かとの質疑があり、執行部から、コロナ臨時交付金は、令和5年度までの時限的、臨時的な財政措置で、補正予算で対応する事業が多く、短期間で需要量を予測して実施する必要があり、繰り越した事業は他事業への流用もできないことから、生じた不用額は国庫返納することになる、ただし、執行すべき必要な事業

に関しては、しっかりと実施できているとの答弁がありました。

次に、委員から、農産物輸送に係る物流の2024年問題について、働き方改革関連法が施行されたことにより、県内農産物の輸送状況はどうなっているか、また、本県では荷主対策にもしっかりと取り組んでいるが、どの程度進んでいるかとの質疑があり、執行部から、関連法では年間960時間という時間外勤務の上限規制があるが、年度当初ということもあり、直ちに県内の農産物を運べないという状況にはない、また、荷主対策については、JAグループでは、農産物輸送効率化システムの構築による輸送量の見える化を図っており、現在、関係機関でプロジェクトチームをつくり、実証実験を進めている、さらに、今後、JAの自主行動計画達成に向けて、上限100万円、補助率4分の3として、各JAの商慣行見直しの支援を行うこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、中高年就農支援事業について、この事業の対象とするには、農業だけで生活することが求められるかもしれないが、50歳代の人にあつては、多様な経験をしてきた人もいるので、この対象条件については柔軟に考えてほしい、例えば、農業だけでなく林業にも従事し、複合収入がある人も、この事業の対象とすることはできないかとの質疑があり、執行部から、この事業の対象としては、基本的に農業経営をする必要がある、年間150日以上農業に従事し、売上げも年間50万円以上、さらに、認定新規就農者になる必要があるが、必ずしも農業しながら林業に従事する方を排除するものではないとの答弁がありました。

次に、委員から、県南フードバレー構想について、さらなる推進を図るとのことだが、令和6年度の重点取組内容を教えてほしいとの質疑があ

り、執行部から、新商品開発や販路拡大、食の高付加価値化を推進するため、県南地域の核となる事業者をソフト・ハード面から育成していく、特に販路拡大については、インバウンド向けの県南地域を巡るモニターツアーの開催、台湾等への輸出に向けたプロモーション、さらに、魅力ある土産品開発に取り組むとの答弁がありました。

次に、委員から、部長総括説明において、T S M Cの進出が決定した以降、約164ヘクタールの農地が転用されたとあったが、食料自給率が減少している中で、米の作付はどのような状況にあるのかとの質疑があり、執行部から、主食用米については、全国的な傾向として消費が減少している状況であり、県としては、作付目安を示し、需要に応じた生産を進めている、約164ヘクタールという数値は、菊池郡市においてT S M C進出決定から令和5年度までに転用された農地面積であるが、転用された農地の存在する地域は畑田地であり、米ではなく、主に飼料作物や露地野菜が栽培されている、県としては、代替農地を確保しながら、営農継続に向けた支援に取り組んでいるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、改正食料・農業・農村基本法に沿った次期基本計画の策定と適正な価格形成等の早期実現に関する意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定の

とおりによろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係4議案及び報告8件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の6月補正予算は、いわゆる肉づけ予算として、479億3,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせまして1,166億8,800万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります、工事請負契約の変更について外3議案であります。

議案等の審査の過程におきまして論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、県の土木技術職員について、災害からの復旧、復興、幹線道路ネットワークの整備、都市圏の渋滞対策等、部としても課題が山積みとなっている中で、新規採用も大変苦労されている、職員の離職もあると聞くが、今後、予算を執行していくに当たり、この点についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、本県土木技術職員の不足は否めない状況にあ

る一方で、災害からの復旧、復興、安全、安心、本県の発展を支えるインフラ整備は待ったなしの状況である、今後、人材の確保に向けてはしっかり取り組んでいくが、従来からの事務の見直しや用地ストックを確保して発注しやすい環境をつくるなどして、この大事な時期を乗り越えていくとの答弁がありました。

次に、委員から、都市交通調査費について、本予算は、肉づけ予算ということだが、これまでも定例的に計上されてきた予算なのか、それとも渋滞解消推進本部が設置されたことによるものなのかとの質疑があり、執行部から、本予算は、都市交通マスタープランの改定のための経費であり、このプランは、おおむね10年ごとに社会情勢の変化に合わせて改定している、今年度設置した渋滞解消推進本部における議論についても、今回改定するプランに反映していくこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、急傾斜地崩壊対策事業について、急傾斜地対策について個別に相談される機会が多くあって、事業実施までに時間を要すると聞いている、事業の優先度はどのようなになっているのかとの質疑があり、執行部から、事業の実施に当たっては、地元の同意が最も大事であるが、要配慮者の施設や公民館、避難所があるなど重点的に取り組む箇所については、市町村とも相談しながら対策を実施していくこととしており、要望箇所についても、事業の優先度を見極めながら取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、国土強靱化の5か年加速化対策は、来年度が最終年度となり、その後については、国土強靱化実施中期計画を策定するという内容の法改正が行われたが、当該計画の策定に向けた県の取組についてはどのような状況かとの質疑があり、執行部から、まずは、現行の5か年加速

化対策の残りの国の予算をしっかりと獲得していきたい、中期計画については、引き続き、国土強靱化の予算が必要な県土の状況を踏まえ、一日でも早く策定してもらうよう、あらゆる機会を捉えて国に要望しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、国の骨太方針にも中期計画のことが盛り込まれたと聞いているが、県もそれに歩調を合わせて、遅れないように、むしろ県が先行するような形で予算獲得に取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、建設産業振興プランに関連して、働き方改革の推進は大事であり、週休2日の制度の普及にもしっかりと取り組まなければならないが、これによって給料が減るようなことはあってはならないと考える、発注する側として、この取組に係る経費も考慮してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定しました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 教育警察常任委員会に付託された案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案及び報告3件であります。

議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の6月補正予算は、いわゆる肉づけ予算として、県立学校の長寿命化改修工事、東京大学先端科学技術研究センターと連携した人吉高校五木分校における探求学習の展開など、県立高校のさらなる魅力化に要する経費等、総額16億7,400万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,339億8,400万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

県警本部の6月補正予算は、肉づけ予算として、警察行政におけるデジタル化の推進や光の森、セミコンテックパーク周辺の交通渋滞対策に要する経費等、総額7億7,900万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、429億1,200万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の変更であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、特別支援学校の教育環境改善のための調査研究事業について、特別支援学校の老朽化がかなり進んでいるので、今回の調査研究費の予算化は適当であるとするが、今後の施設整備はどのように進めていくのかとの質疑があり、執行部から、今回の事業では、調査研究の対象として、まず、個別課題のある6校について調査を実施し、施設整備を含めた今後の対応方針については、調査結果を踏まえて、長寿命化改修で対応できるか、その他の計画が必要なのか検討を進めていくとの答弁がありました。

次に、委員から、県立高等学校施設整備事業について、体育館に空調を整備してほしいという要望が多いが、体育館への空調整備は検討している

のかとの質疑があり、執行部から、空調設備については、普通教室等には100%導入されているが、体育館に空調設備を設置しているのは、特別支援学校の一部のみである、国庫補助を受けて体育館に空調設備を設置する場合には、体育館の断熱化が必須になっており、断熱化するための費用を試算すると、相当の費用を要することから、どの程度整備できるかは、今後研究していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、体育館には避難所にもなっているとおり、県立高校がいち早く体育館にエアコンを導入することも、県立高校の魅力化の一つにつながるため、今後どう対応していくか考えてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、日本語指導推進事業について、この事業の対象となる外国にルーツを持つ日本語指導が必要な児童生徒は何人ぐらいいるのかとの質疑があり、執行部から、公表されている令和3年度の調査結果では、日本語指導が必要な児童生徒の数は、熊本市を除き76人であるが、現在はさらに増加していると考えられるとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和3年度は、TSMCが進出する前であり、今後、特に県北地域では、この事業の対象児童数は増えていくものと考えられる、また、外国人の労働者を雇用したいという業種が増えていることや、技能実習者の家族帯同も認められる可能性もあり、外国にルーツを持つ子供たちも増えることから、それを見据え、この事業を今後もしっかり実施してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、教育サポート事業について、この事業では、学校における働き方改革の推進として、教頭マネジメント支援員を配置するとあるが、具体的にどのように取り組んでいるのかとの

質疑があり、執行部から、今年度新規の事業であり、義務教育の学校で、大規模校より児童数が若干少ない学校に試行的に10人配置し、その効果を検証しているところであるとの答弁がありました。

次に、委員から、本県における犯罪情勢として、令和5年の刑法犯認知件数が前年に比べ増加しているが、このことは、本県の治安が悪化している状況と認識してよいのか、また、検挙率が下がっている理由について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、刑法犯認知件数を押し上げているのは、万引きや自転車盗といった犯罪が増えていることが要因であり、このため、即、治安が悪化しているとは受け止めていない、また、検挙率の低下については、検挙件数は増加しているものの、それ以上に検挙率の母数である刑法犯の認知件数自体が増えたことによるものであるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

末松直洋君。

〔末松直洋君登壇〕

○末松直洋君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係5議案、請願1件及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和6年度6月補正予算は、いわゆる肉づけ予算として853億9,900万円余の増額補正であり、補正後の令和6年度の一般会計の予算総額は、8,561億4,800万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外4議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、有斐学舎の運営費補助について、有斐学舎は、本県出身者の寮であり、これまで多くの人材を輩出している、昨年火災が発生し、現在、別の場所で建物を借りて運営されているが、今後の長期的な運営の見通しはどうかとの質疑があり、執行部から、有斐学舎は、埼玉県から東京都小平市に移転し、民間の元社員寮を借りて運営されている、有斐学舎を運営する公益財団法人肥後奨学会が、現在保有している埼玉県内の土地、建物の利活用を含めて対応を検討しているところであるとの答弁がありました。

次に、委員から、大阪・関西万博阿蘇草原維持再生普及啓発事業について、この万博への出展に至った経緯と事業の内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、万博の事務局から、会場等を一定期間貸し切ってイベント等をやらないかという打診があり、現在出展を検討している、出展するブースの具体的な広さ等は調整中であ

る、事業内容としては、阿蘇の世界遺産登録の関係もあるため、野焼き体験ができるVR映像や阿蘇のカヤを使ったオブジェ等を制作し、阿蘇の草原維持、再生に向けた取組の普及啓発を図り、世界から来られる方々にPRしていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、お手元に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長長の報告を終わります。

○議長(山口裕君) 以上で各常任委員長長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は1人10分以内でありますので、さよう御承知願います。

岩田智子君。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 立憲民主連合の岩田智子です。

請第18号、家族従業員の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願について、委員会不採択への反対討論を行います。

所得税法第56条は、事業主の配偶者とその親族

が事業に従事したときに、対価の支払いは必要経費に算入しないとして、家族従業員の働き分を経費として認めないことを規定しています。配偶者86万円、配偶者以外その他の親族の同控除50万円が控除されるのみです。それを時給計算で換算すると、最低賃金にも及びません。

この法律は、昭和40年の所得税法全部改正を経て、現行の所得税法56条となりました。60年変わっていません。

また、この法律は、自営業者の問題であります。そして、特に家族がどう扱われているかという問題でもあります。明治時代の家族を所有物のように扱った家父長制的な世帯課税を引き継いでいるものです。日本のジェンダー差別の根幹に関わる問題でもあります。

営業者で働く人たちの配偶者や親族など家族の人たちは、その働き分をたとえ給料として支払ったとしても、その働き分は、その事業者の必要経費と認めないわけですから、その事業者の所得になってしまいます。そして、それが課税対象になり、そのことが中小業者の営業を圧迫することになります。

青色申告をすれば、給料を必要経費にできますが、税務署長に申し出て、認められなければなりません。そもそも、申告の仕方によって、実際に働いている事実を認めたり認められなかったりすることはおかしいことです。

熊本県は、農業、林業、水産業など、自営業で家族従業員の方がなかなか自立できず、後継ぎがないという問題があります。

具体的なお話をします。

ある方は、自営業の業者婦人として働いておられたときに、その方の所得はたったの86万円しか認められず、必要な車のローンが組めなかったということがありました。また、ある方は、子供さ

んが交通事故に遭ったとき、所得が50万円ということで、最低の補償しか認められないといったケースもあったそうです。これでは、地域を守り、暮らしを支える中小零細業者の後継者は育たず、外に働きに行かざるを得なくなります。

世界的に見ても、アメリカ、ドイツ、韓国、フランス、イギリスなど、家族従業員の働き分は、経費として認めています。働き分を認めれば、配偶者や同居家族の所得が増え、結果、税収入も増え、地域活性化や少子高齢化の問題解決の一つの糸口になると思っています。

2016年の国連女性差別撤廃委員会が、この所得税法の見直しを日本政府に勧告し、日弁連や税理士団体からも意見書が出されるなど、世論と運動が広がっています。

2020年には、参議院常任委員会調査室で諸課題について調査がなされ、社会環境などの変化や家族経営の形態の変化、働き方の多様化などを踏まえ、見直しの検討をすることが求められているとのまとめがされています。

そして、既に国内では、570を超える自治体が56条の廃止を求める意見書を国に上げています。熊本県では、5つの自治体が意見書を採択しています。

国に対し、家族従業員の労働が適正に評価されるよう、所得税法56条の廃止を強く要望するものです。

議員各位におかれましては、御賛同いただけますと幸いです。

以上、請第18号、家族従業員の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願について、不採択への反対討論を終わります。

○議長(山口裕君) 鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 立憲民主連合の鎌田聡です。

請第19号、現行健康保険証について当面の間の存続について国への意見書提出を求める請願の委員会不採択に対して反対討論を行います。

この請願は、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだマイナ保険証の普及のために現行の健康保険証を本年12月2日に廃止すると政府の閣議決定を見直して、当面の間、現行の健康保険証を存続させることを国に求める意見書の提出を求めるものであり、採択されるべきです。

ちょうど1年前に、立憲民主連合から、本請願の内容と同様の趣旨の意見書の提出をこの議会に提案しましたが、その際は、賛成少数で否決となりました。多分あのときに賛成されなかった議員の皆さんの思いとしましては、まだ翌年12月までは1年以上あるので、その際に私が幾つも指摘したマイナカードをめぐる数々のトラブルについては、解消できるのではとの淡い期待を持っておられたのではないかと推察されます。

しかしながら、あれから1年が経過しましたが、現在の状況はどうでしょうか。

マイナカードのトラブルは解消されず、医療機関でのマイナ保険証の利用率は低迷したままです。このまま12月2日を迎えることに対して、多くの県民が不安に感じていることは当然のことです。

問題点について申し上げたいと思います。

まずは、マイナカードについてですが、マイナカードの6月末時点の保有率は約8割です。しかし、他県の議員さんが被害に遭ったことは記憶に新しいですが、偽造マイナカードによる詐欺被害などが相次いでいて、カードをめぐるトラブルへの懸念から、約2割の国民はマイナカードを保有していません。マイナカードに対して、セキュリティ面で不安があると、マイナカードの自主返納者が増加した経緯もあります。

このように、国民の全員が保有していないマイナンバーカードに国民皆保険の健康保険証機能を強制すること自体が問題です。

次に、マイナ保険証をめぐる問題についてですが、医療現場では、看過できない数々の混乱が起きていると報告されています。

健康保険料を払っていて健康保険の資格があるはずなのに、マイナ保険証をカードリーダーにかざしても無資格とされてしまうケース、また、本来は負担割合3割の人が2割の扱いとされてしまうといった問題、住所や名前が端末に表示されないなどの不具合が散見されています。

国が総点検に取りかかった後の昨年10月以降に全国保健医団体連合会が行った調査では、全国で5,188の医療機関からマイナ保険証でのトラブルが報告されています。その中には、保険資格の確認ができず、いわゆる10割負担での請求を余儀なくされた事例も753件あったそうです。

政府は、マイナ保険証の利用を促進しようと、利用者を増やした病院には最大20万円、クリニックや薬局には最大10万円を支給していましたが、さらに、先月末からこの一時金を倍増させています。そこまで多額の税金を使って誘導しても利用が伸びないのはなぜか、要は、患者が使いたくないから利用者が増えないのです。

政府は、今年4月時点でマイナ保険証の利用率が6.56%となり、昨年4月の6.3%を上回ったと宣伝していますが、医療機関でのマイナ保険証の利用率が増えているのではなくて、薬局での利用が増えているのだらうと推察されます。

いずれにしても、現状では約94%の人がマイナ保険証を利用していないわけですから、急ピッチに事を進めたら混乱が起きるのは明白です。

高速道路等で利用されているETCカードは、導入されて相当な期間が経過していますが、現在

でも現金払いのゲートと併用利用されています。マイナ保険証も、そもそもの方針であった現行保険証とマイナ保険証の選択制として運用すべきです。

マイナ保険証が、被保険者である国民のニーズに対して、安心できる、利便性あるものとなるのか、また、国民皆保険を誇る日本の医療制度を支える仕組みとしてふさわしいものなのかどうか、それを見極めるのに、一定の猶予期間、助走期間というものが必要であると強く考えます。

そのためにも、本請願のとおり、拙速にマイナ保険証に一本化するのではなくて、現行の健康保険証を存続することが求められます。

議員各位におかれましては、請願者の強い思いと、私が申し上げました問題点などをいま一度御精査いただきまして、本請願について、採択していただきますようお願い申し上げまして、私の討論を終わります。

○議長(山口裕君) 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第2号から第17号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外15件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第1号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可

決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(山口裕君) 起立または挙手多数と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、請願に対する各常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これよりまず、請第15号から第17号まで、第20号及び第21号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、請第15号外4件は、各常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第18号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(山口裕君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第18号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第19号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(山口裕君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第19号は、厚生常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長(山口裕君) 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案(第18号)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

去る6月26日の会議において提出されました知事提出議案第18号を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第18号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第18号を議題といたします。

第18号 公安委員会委員の任命について

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議員提出議案の上程(第1号から第7号まで)

○議長(山口裕君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号から第7号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第7号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号から第7号までを一括して議題といたします。

議員提出議案第1号

地方自治法第180条第1項の規定によ

る軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫

西 聖 一

城 下 広 作

吉 永 和 世

坂 田 孝 志

熊本県議会議長 山 口 裕 様

地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部改正について

地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定（昭和26年10月1日議決）の一部を次のように改正する。

第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を得た契約を変更する契約であって、契約金額の増減額が5,000万円以下のもの（当該変更後の契約金額と当該変更前の契約で最後に議決を得たものに係る契約金額との差額が5,000万円を超えることとなるものを除く。）及び工期又は納期の延長が2月以内のもの（工期の満了する日又は納期の日の属する年度を変更することとなるものを除く。）の締結

(提案理由)

工事又は製造の請負の円滑な執行を図るため、地方自治法第180条第1項の規定による

軽易な事項の知事の専決事項の指定の一部を改正する必要がある。

これが、この指定の一部改正案を提出する理由である。

議員提出議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫
西 聖 一
城 下 広 作

熊本県議会議長 山 口 裕 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

本県は、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨という大きな課題に対して、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、原油価格・物価の高騰の影響が継続中、災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況に陥ることが懸念される。

他方、社会保障関係費や人件費の大幅な増加も見込まれる中、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現、公共施設等の老朽化対策、激甚化する自然災害への対策等、様々な課題にも直面している。

さらに、国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴う渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策、台湾から来られる駐在員の子ども達の教育環境の整備などの課題にも取り組む必要がある。

これらを踏まえ、国におかれては、今後の政

府予算と地方財政の検討において、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨への対応について万全を期しながら、本県が直面している様々な課題に対応するため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 こども政策・子育て支援や高齢化対策、産業人材の確保、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組み、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化や長寿命化対策、国土強靱化のための防災・減災対策等により増大する地方自治体の財政需要や、継続する原油価格の高騰、原材料・資材価格の上昇等を契機とした地方経済への影響を踏まえ、本県の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、令和7年度(2025年度)以降においても、6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保について地方財政計画に確実に反映し、その充実を図ること。
 - 2 熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げられるよう、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講じること。
 - 3 国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出に伴い生ずる渋滞・交通アクセス対策や、地下水の保全対策等に万全を期しながら、本県が半導体生産の拠点として経済安全保障の一翼を担うことができるよう、財政支援措置の更なる充実を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕

衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 尾辻 秀久 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
総務大臣 松本 剛明 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
経済産業大臣 齋藤 健 様
内閣官房長官 林 芳正 様
内閣府特命担当大臣
（防災） 松村 祥史 様
内閣府特命担当大臣
（地方創生） 自見 はなこ 様

議員提出議案第3号

国土強靱化対策の着実な推進に向けた財
源確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議
規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆夫
西 聖一
城下 広作
熊本県議会議長 山口 裕 様

国土強靱化対策の着実な推進に向けた財
源確保を求める意見書

我が国では、近年、気候変動の影響等によ
り、全国各地で毎年のように大規模な自然災害
が発生している。本年1月に発生した令和6年
能登半島地震においては、半島という地形的な
特徴から交通アクセスが限られ、被害状況の把
握や救援、物資搬入に支障が生じるなど、地理
的条件による初動対応の課題が浮き彫りとなっ
ている。

本県においても、平成28年の熊本地震や令和
2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨等による
災害などにより、県内各地で甚大な被害が相次
いでおり、県民の生命・財産を守る防災・減

災、国土強靱化の取組みは、一層重要となっ
ているため、地理的条件など地域の実情に応じた
ハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推
進が急務となっている。

こうした状況を受け、国においては、「防
災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対
策」として、国土強靱化のための予算・財源を
確保いただき深く感謝する。本県においてもこ
れを積極的に活用し、国土強靱化地域計画に基
づき、今後起こり得る自然災害に備え、被害を
最小限に抑え、迅速な復旧・復興につながる
「災害に強く安心・安全な熊本づくり」に取り
組んでいるところである。

しかしながら、その取組みは未だ道半ばであ
り、熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・
復興に加え、国土強靱化の取組みを強力に進め
るためには、中長期的な見通しのもと、計画的
かつ継続的に取り組むことが重要である。

そうした中、昨年6月の「国土強靱化基本
法」の改正により、今後の施策の継続性が明記
されたところであり、本県においても、改正国
土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完
了後も切れ目なく、着実に国土強靱化の取組み
を進める必要がある。

よって、国におかれては、下記の措置を講じ
られるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対
策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組み
に必要な予算・財源については、現下の資材
価格の高騰等も踏まえ、例年以上の規模で確
保すること。
- 2 改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加
速化対策完了後においても、中長期的かつ明
確な見通しのもと、継続的・安定的に国土強

靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

- 3 令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」及び令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」について、期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕

衆 議 院 議 長 額 賀 福志郎 様
参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄 様
総 務 大 臣 松 本 剛 明 様
財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様
農 林 水 産 大 臣 坂 本 哲 志 様
国 土 交 通 大 臣 斉 藤 鉄 夫 様
内 閣 官 房 長 官 林 芳 正 様
国家公安委員会委員長 松 村 祥 史 様
国土強靱化担当大臣 松 村 祥 史 様
内閣府特命担当大臣
(防 災) 松 村 祥 史 様

議員提出議案第4号

全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫

西 聖 一

城 下 広 作

熊本県議会議長 山 口 裕 様

全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書

学校を取り巻く環境が大きく変化する中、教育課題はますます多様化・複雑化している。中でも、全国的に深刻化している教員不足の問題と教員の働き方改革は、本県も例外なく喫緊の課題である。

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現させる「令和の日本型学校教育」を構築し、質の高い教育を提供するためには、抜本的な教員の処遇改善及び業務改善などの働き方改革を進め、教員のなり手を確保することが重要である。

国においては、義務標準法を改正し、令和3年度からの5年間で公立の小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げ、そのために必要な教職員定数の計画的な改善を図ることとした。また、小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築することとしている。

本県では、200人未満の小規模な小・中学校が全体の約6割を占めていることから、一定規模の学校を前提にした加配措置の基礎定数化が進むことで、加配数が減り、教職員定数の総数が減少していくことが見込まれる。加えて、高い専門性が求められる加配もあり、教員不足が深刻な状況の中、この要件を満たす人材の確保は非常に困難である。

このように、本県では、今後、教職員定数が減少し必要な人材も確保できないことなどにより、子供たちへのきめ細かな指導や教員の働き

方改革が実現できなくなるのではないかという懸念がある。

よって、国におかれては、全国的な教員不足の解消を図りつつ、きめ細かな指導体制の整備と教員の働き方改革が一層推進されるよう、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 教職調整額の10%以上への引き上げを含む教員の給与等の抜本的な処遇改善を実現するとともに、効果的な業務の見直しなど更なる教員の働き方改革を進め、教員不足の解消に向けた取組みを推進すること。
- 2 中学校における35人学級編制の導入による学級規模の適正化に向けた定数改善、地域の実情を踏まえた少人数指導に係る指導方法工夫改善加配の維持及び専科指導の加配要件緩和など、きめ細かな指導体制の計画的な整備を推進すること。また、1の教員の処遇改善に伴って、加配定数の合理化を進めるなどの教育環境の悪化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕

衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 尾 辻 秀 久 様

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様

総務大臣 松 本 剛 明 様

財務大臣 鈴 木 俊 一 様

文部科学大臣 盛 山 正 仁 様

議員提出議案第5号

下水サーベイランスの方法の確立に向けた調査研究と活用するための実証の加速化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫

西 聖 一

城 下 広 作

熊本県議会議長 山 口 裕 様

下水サーベイランスの方法の確立に向けた調査研究と活用するための実証の加速化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するため、また、新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランスの方法の確立に向けた調査研究と、これを活用するための実証を進めていく必要がある。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことはできない。この点、下水サーベイランスを活用すれば、患者からの直接的な検体採取を伴わずリアルタイムでその地域の「見えない感染見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。これにより医療体制整備に予見可能性を与え、より多くの国民の生命を守ることにつながる。

国は、令和5年度に厚生労働科学研究により新型コロナウイルスの検出手法の地方衛生研究所における体制整備等を実施したことに加え、令和6年度からは下水サーベイランスを感染症

流行予測調査事業の中で、12の自治体の16か所の処理場で実施されることになっている。

よって、国におかれては、必要財源を確保するとともに、下水サーベイランスの方法の確立に向けた調査研究と、これを活用するための実証を加速化し、得られた課題を整理、明確化していくことで、効果的、効率的な対策につなげて行くことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕
衆 議 院 議 長 額 賀 福志郎 様
参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様
厚 生 労 働 大 臣 武 見 敬 三 様
国 土 交 通 大 臣 齊 藤 鉄 夫 様
内 閣 官 房 長 官 林 芳 正 様
感染症危機管理担当大臣 新 藤 義 孝 様

議員提出議案第6号

水俣病問題の解決を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫
西 聖 一
城 下 広 作
熊本県議会議長 山 口 裕 様

水俣病問題の解決を求める意見書

環境省は、本年5月1日の水俣病犠牲者慰霊式の後、主催した関係団体と環境大臣との懇談会の場で、解決を求めておられる方々の声を、

十分に聞くことなく、一方的にマイクの音を切り、発言の制止を行った。環境省の前身である環境庁設置の原点でもある水俣病問題への対応として、あまりにも不誠実であり、苦しみを抱える方々の心を深く傷つけたことは疑いようもない。

よって、国におかれては、関係団体と環境大臣の懇談の場について、対話を重ね、共に水俣病の解決を目指すという、本来の懇談の形となるよう見直すことを強く要望する。

また、真に水俣病問題の解決を果たすためには、被害者の救済とともに、いわば車の両輪として水俣病の発生により疲弊した地域の再生と振興を図ることが重要である。そのため、国におかれては、水俣・芦北地域の発展にもしっかりと目を向けていただき、地元経済界と環境大臣の懇談の場を設けるなど、地域の声を把握し、実情に沿った支援を要望する。

さらに、原因企業であるチッソ株式会社が、水俣病患者補償や公的債務の返済を滞りなく実施するとともに、国及び県、地元自治体と連携し、地域経済への貢献や地域の発展に資することができるよう、国におかれても、万全の措置を講じていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕
衆 議 院 議 長 額 賀 福志郎 様
参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
厚生労働大臣 武 見 敬 三 様
経済産業大臣 齋 藤 健 様
環 境 大 臣 伊 藤 信太郎 様

議員提出議案第7号

ガザ地区における人道状況の改善と早期
停戦の実現を求める決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議
規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫
西 聖 一
城 下 広 作
熊本県議会議長 山 口 裕 様

ガザ地区における人道状況の改善と早期
停戦の実現を求める決議

イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力
との間では、武力衝突と停戦が長年にわたり繰
り返されている。昨年10月7日のハマス等によ
るイスラエルに対するテロ攻撃が発生し、ガザ
地区での戦闘が始まってから、約9か月が経過
した。戦闘が長期化する中で、子供や女性、高
齢者を含む多くの死傷者が発生するなど、ガザ
地区は危機的な人道状況にある。

これまでも、国連安全保障理事会は停戦を求
める決議案を採択しており、6月10日には、ア
メリカが提示した「全面的かつ完全な停戦」、
ハマスに拘束されている人質の解放、死亡した
人質の遺体の返還、パレスチナ人囚人の交換を
条件とする停戦案を支持する決議案を採択した
ものの、今もなお戦闘状態は解消されていな
い。

政府においては、全ての人質の解放と停戦が
実現するよう、関係国への働き掛け等の外交努
力を積極的に粘り強く行っていくとともに、全
ての当事者に対し、国際人道法を含む国際法の
順守や関連する国連安全保障理事会の決議に基
づく誠意を持った対応を強く求めていくべきで

ある。

よって、熊本県議会は、この紛争にかかわる
全ての当事者及び国際社会に対し、ガザ地区の
人道状況の改善、事態の早期沈静化に向けて、
下記の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 全ての人質の即時解放と持続可能な停戦の
実現
 - 2 国際人道法を含む国際法の順守
 - 3 人道的被害の抑制及び人道支援を拡大する
ことによる人道状況の改善
- 以上、決議する。

令和 年 月 日

熊 本 県 議 会

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出
者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決
いたしたいと思います。これに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よっ
て、そのように取り計らうことに決定いたしまし
た。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告
はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告は
ありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議員提出議案第1号から第4号
まで、第6号及び第7号を一括して採決いたしま
す。

原案のとおり可決することに御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よっ

て、議員提出議案第1号外5件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第5号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長（山口裕君） 起立または挙手多数と認めます。よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

委員会提出議案の上程（第1号から第3号まで）

○議長（山口裕君） 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号から第3号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君） 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号から第3号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号から第3号までを一括して議題といたします。

委員会提出議案第1号

医療用医薬品の安定供給確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 厚生常任委員会

委員長 高 島 和 男

熊本県議会議長 山 口 裕 様

医療用医薬品の安定供給確保を求める意見書

医薬品は、国民の健康及び生命を守る重要な物資であり、その供給が途絶えてしまうことは、国民生活に重大な影響を及ぼしかねないものである。特に後発医薬品は取引数量では医薬品全体の約半数を占め、後発医薬品がある医薬品における使用数量では約8割と、国民の健康及び生命を守る医療の重要な基盤となっている。

近年、後発医薬品企業の製造管理の不備等による行政処分に端を発する一連の供給不安が広がっており、後発医薬品のみならず、多くの医療用医薬品において出荷停止、限定出荷等による影響が3年以上にわたって続いている。

医療機関や薬局では、供給不足となっている医療用医薬品と同一の効能効果を持つ他の医薬品に変更するといった対応等が行われているものの、今なお多くの医療用医薬品で供給不足が続いており、患者に不利益が生じかねない状況である。

また、物価上昇等によるコストが増加する中で、医薬品製造業者等の体力が低下し、医療用医薬品の安定供給にも支障が生じることが懸念される。

よって、国におかれては、医療用医薬品の安定供給の実現のため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国民に品質が確保された医療用医薬品が安定的に供給されるよう、医薬品製造業者等の法令順守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援の充実、物価上昇等の影響を踏まえた薬価制度の在り方の見直しなど、実効性のある対策を講ずること。

2 医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制の構築に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕
衆議院議長 額賀 福志郎 様
参議院議長 尾辻 秀久 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
厚生労働大臣 武見 敬三 様
内閣官房長官 林 芳正 様
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策) 新藤 義孝 様

委員会提出議案第2号

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 西山 宗孝
熊本県議会議長 山 口 裕 様

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和4年1年間で約6.5兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方

公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているとともに、活用等に制限が定められており、このままでは消費生活相談員の配置ができなくなる等、地方消費者行政が後退し、国民の安全・安心な生活が脅かされるおそれがある。また、消費生活相談の最前線で対応をしている消費生活相談員が安定的に業務を継続できるよう処遇等の改善が必要であるとともに、それにかかる制度設計と国による予算措置が必要である。さらに、国が進める消費生活相談のDX化にかかる予算も国の責任で措置すべきである。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。地方消費者行政に対する国の交付金、特に、令和6年度末、令和7年度末に多くの自治体で消費生活相談員人件費に活用できる交付金の活用期限の終期を迎えることは、地方消費者行政の後退につながり、ひいては国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討する

こと。また、消費生活相談員人件費に活用できる新たな交付金の創設等について検討を行うこと。

2 地方公共団体が消費者行政を行うために必要としている十分な額の予算措置を行い、地方公共団体の置かれている状況を鑑みた仕組みとすること。また、国が進めるDX化にかかる予算も国の責任で措置すること。

3 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善にかかる制度設計と必要な予算措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕

衆 議 院 議 長 額 賀 福志郎 様

参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 様

内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄 様

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様

内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全) 自 見 はなこ 様

委員会提出議案第3号

改正食料・農業・農村基本法に沿った次期基本計画の策定と適正な価格形成等の早期実現に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年7月5日提出

提出者 農林水産常任委員会

委員長 吉 田 孝 平

熊本県議会議長 山 口 裕 様

改正食料・農業・農村基本法に沿った次期基本計画の策定と適正な価格形成等の早期実現に関する意見書

食料をめぐる情勢は、世界情勢や気候変動による食料生産の不安定化、世界的な人口増加など、食料や資源の多くを海外に依存しているわが国の食料安定供給リスクが顕在化しており、食料安全保障の強化に向けた対応が求められている。

我が国農業においては、生産資材価格や農畜産物輸送コスト等の高止まりが依然として続く一方で、その流れに国産農畜産物が取り残され、十分な価格転嫁が進んでいないことから、多くの地域で営農継続の危機が叫ばれている。

この状況の下、本議会では、適正な農林水産物の価格形成の仕組みを構築するよう、これまでも数次にわたる要望を行ってきたが、今般成立した改正法において、食料の持続的供給に向けた食料の合理的な価格形成について明記されたことに対し深く敬意を表すところである。

今後、国においては、改正法に沿った具体的な施策が検討されることとなるが、農畜産物の適正な価格形成と消費者への理解醸成に向けて、その法制化と具体的な対策に加え、農畜産物の生産・輸送コストの低減につながる効果的な支援策を早期に講じられなければならない。

よって、国におかれては、改正基本法に沿った形で、次期基本計画等において施策を具体化し、農業者が安心して営農を継続できるよう、下記事項について迅速に措置されることを改めて強く要望する。

記

- 1 新たな食料・農業・農村基本計画見直しにおいては、食料安全保障を基本理念に据えた改正法に沿った形で政策を具体化し、農業関連予算額を十分に確保すること。
- 2 持続可能な農業生産と食料の安定供給が図られるよう、適正な価格形成の実現に向け、

速やかに法制化を図るとともに、消費者に対しては、合理的な価格に対する理解の醸成、さらには国産農畜産物を選択する行動変容につながる施策を拡充すること。

3 生産資材高騰影響緩和対策を講じるとともに、配合飼料価格安定制度の柔軟な運用や、施設園芸セーフティネット構築事業における発動基準価格の見直しなど、農業者の負担軽減につながる新たな支援スキームを構築すること。

4 2024年農畜産物輸送問題により輸送コストが上昇しており、大都市圏市場から遠隔地である産地において、さらなるコスト負担が増加しないよう支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 山 口 裕

衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 尾 辻 秀 久 様

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様

農林水産大臣 坂 本 哲 志 様

経済産業大臣 齋 藤 健 様

内閣官房長官 林 芳 正 様

○議長(山口裕君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告

はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号から第3号までを一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号外2件は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(山口裕君) 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和6年6月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分閉会

